

平成 29 年 3 月吉日

かるしお商標等審査委員会

### パートナー制度の改定について

平成 26 年 11 月のかるしお認定制度開始以降、かるしお認定商品への広告投資額に応じたゴールドパートナー、シルバーパートナー、ブロンズパートナー、ブロンズパートナー（中小企業枠）という 4 つの区分をパートナー制度として設け、かるしお認定マークの実施許諾を行ってきた。

一方で、我が国における食品製造業の 99%が中小企業に該当するという現況下では、かるしお認定を申請する企業もその多くは中小企業であった。このような状況に鑑み、更なる認定制度の周知とかるしお認定商品の普及を促すためには、企業の事業規模を問わず申請を検討する企業がより参入しやすい環境を構築する必要があると考えて、下記の通り料率の見直しなど食品業界の実態に伴ったパートナー制度に改定するものとした。

なお、本改定は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

### 記

新パートナー制度の詳細は、別表の通りとする。

以上

【別表】新パートナー制度

区分	内容
ゴールド パートナー	<p><b>【広告投資額】</b> 3億円以上</p> <p><b>【実施料率】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製品販売額が100億円未満の場合は、製品販売額の0.5%とする。</li> <li>・製品販売額が100億円以上の場合は、以下の計算式に基づき算出する。  <math display="block">5,000 \text{ 万円} + (\text{製品販売額} - 100 \text{ 億円}) \times 1\%</math> </li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請時にかかるしお認定商品が存在しないカテゴリについては、「1カテゴリ1社のみ」とする。ただし、既存の認定商品があるカテゴリに新しく申請するときは、これを排除できないものとする。</li> <li>・カテゴリについては、日本食品標準成分表2015年版に掲載されている食品名を基準とする。成分表に無い食品については、申請企業と協議の上、決定する。</li> </ul>
シルバー パートナー	<p><b>【広告投資額】</b> 1億円以上</p> <p><b>【実施料率】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製品販売額が50億円未満の場合は、製品販売額の1%とする。</li> <li>・製品販売額が50億円以上の場合は、以下の計算式に基づき算出する。  <math display="block">5,000 \text{ 万円} + (\text{製品販売額} - 50 \text{ 億円}) \times 1.5\%</math> </li> </ul>
ブロンズ パートナー	<p><b>【広告投資額】</b> 条件なし</p> <p><b>【実施料率】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製品販売額の10億円未満の場合は、製品販売額の1.5%とする。</li> <li>・製品販売額が10億円以上20億円未満の場合は、以下の計算式に基づき算出する。  <math display="block">1,500 \text{ 万円} + (\text{製品販売額} - 10 \text{ 億円}) \times 2\%</math> </li> <li>・製品販売額が20億円以上の場合は、以下の計算式に基づき算出する。  <math display="block">1,500 \text{ 万円} + 2,000 \text{ 万円} + (\text{製品販売額} - 20 \text{ 億円}) \times 2.5\%</math> </li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <p>各種イベントや展示会等において、かるしお認定制度の普及・啓発について積極的に取り組める企業であること。</p>
ブロンズ パートナー (中小企業枠)	<p>廃止</p>

※かるしお認定商品の広告／広報の表現については、別途契約に従う必要があります。

※ゴールド／シルバーパートナーについては、国循と共同での広報発表を行うことができます。

※広告投資額はかるしお認定商品の販売促進費のみを対象としますが、営業管理費、人件費は含みません。